

社会医療法人 清仁会 洛西ニュータウン病院

(介護予防) 通所リハビリテーション運営規程

1. 目的、方針

加齢による廃用症候群や認知症等の精神障害を有する方、又は脳血管疾患等に起因する運動障害を有する方の心身機能の回復、維持を図り、障害を持ちながら家庭や社会に適応して生き甲斐の持てる生活環境作りを目指し、それぞれの障害特性を踏まえたきめ細やかなプログラムを実施する。又、介護予防の観点から、要介護状態の悪化を防ぎ、自立支援を促す目的で、個々に適したプログラムを実施することを目的とする。

2. 事業所の名称

- 1) 名称 社会医療法人 清仁会 洛西ニュータウン病院
- 2) 所在地 京都府京都市西京区大枝東新林町3丁目6番地

3. 職員の種類、員数、職務内容

社会医療法人清仁会 洛西ニュータウン病院（介護予防）通所リハビリテーション指定居宅サービス事業所（以下、「サービス事業所」という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者：1名 松室 明義（医師）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。
- 2) 管理者代行：1名
管理者の指導監督のもと、適切かつ安全な事業運営に務める。
- 3) 理学療法士：1名
（介護予防）通所リハビリテーション計画を職員と共同して作成すると共に、その実施に基づく機能訓練等を行う。
- 4) 介護職員：4名以上
（介護予防）通所リハビリテーション計画を職員と共同して作成すると共に、その実施に基づく介護を行う。
- 5) 運 転 手：2名以上
利用者の送迎業務を安全に行う。
- 6) 管理栄養士：1名以上

4. 営業日

サービス事業所の営業日及び営業時間は、社会医療法人清仁会就業規則に準じて定めるものとする。

- 1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。
（但し、国民の祝日、12月30日～1月3日は除く）
- 2) 営業時間：午前8時30分～午後4時45分までとする。

5. 利用定員

1日23名の定員とする。

6. 通常の事業実施範囲

京都市西京区全域・向日市（物集女街道以西）とする。

7. 利用料

- 1) サービスを提供した利用者については、介護保険の規定に応じた負担金を徴収する。
介護①利用時間による区分毎 ②リハビリテーションマネジメント加算 ③短期集中個別
リハビリテーション加算 ④入浴介助加算 ⑤重度療養管理加算 ⑥栄養改善体制加算
⑦サービス提供体制強化加算 ⑧介護職員処遇改善加算 ⑨リハビリテーション提供体制加算
⑩移行支援加算⑪科学的介護推進体制加算
予防①介護予防通所リハビリテーション費 ②一体的サービス提供加算 ③口腔機能向上加算
④サービス提供体制強化加算 ⑤介護職員処遇改善加算 ⑥科学的介護推進体制加算
- 2) サービス等を提供する際には、あらかじめ利用者や家族に対しサービス内容及び費用について、説明し同意を得る。
- 3) その他、費用の徴収が必要になった場合は、そのつど利用者や家族に説明し、同意を得たものに限り徴収する。
- 4) 利用者の保険外負担額（1日分）は下記の通りとし、利用者や家族の同意を得たものに限り徴収する。
①食費 640円 ②おやつ代 100円 ③レクリエーション材料費 50円

8. その他

- 1) 運営に関する留意事項
①サービス事業所は、社会的使命を十分に認識し職員の質の向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
②職員は、業務上知り得た秘密を保持する。（退職後も同様とする）
③この規定に定めた事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人清仁会が定めるものとする。
- 2) サービス利用にあたっての留意事項
①利用者は、体調不良等で休む場合は必ず連絡する。 ②貴重品等は持参しない。
③持ち物等には、必ず氏名を記入する。 ④利用時間中に服用すべき薬を持参する。
⑤オムツ・リハビリパンツを使用されている方は、必ず予備を持参する。

9. 非常災害対策

- 1) 火元責任者は管理者代行者とする。
- 2) 火災・風水害・地震等の災害の場合に備えて、対処するための計画を作成し、年2回以上、定期的に研修、避難、救出訓練を実施する。また、その都度、必要時に応じ、策定を見直し、更新する。
- 3) 避難訓練は年2回、職員を主体として利用者と共に実施する。
- 4) 避難設備は、定期的に点検する。
- 5) 避難路は、掲示する。

10. 緊急時の対応

速やかに医師に連絡を行い、協力医療機関での診察、または利用者及び家族の指定する方法に従う。

11. 事故発生時の対応

市町村、利用者の家族、担当介護支援専門員に連絡を取り、事故対応マニュアルに従う。

12. 虐待の発生、又はその再発の防止

- 1) 虐待防止のため対策を検討する委員会を年1回以上、定期的に開催し、その結果について、従

業者に周知、徹底を図る。

2) 虐待防止のための指針を整備する。

3) 従業者に対し、担当者を設置し、研修を年1回以上定期的に実施する。

4) サービス提供中に、虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

1 3. 業務継続計画（以下 BCP : Business Continue Plan とする）の策定

1) 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、及び、非常体制で早期の業務改革を図るための計画を策定し、その計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2) BCP について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3) 年1回以上、定期的に BCP の見直しを行い、必要に応じて変更する。

(付則) この規程は、平成23年 7月 19日から実施する。

この規程は、平成25年 2月 1日から実施する。

この規程は、平成27年 4月 1日から実施する。

この規程は、平成27年 8月 1日から実施する。

この規程は、平成27年11月 1日から実施する。

この規程は、平成28年 4月 1日から実施する。

この規程は、平成29年 4月 1日から実施する。

この規程は、平成30年 4月 1日から実施する。

この規程は、平成30年 6月 1日から実施する。

平成30年9月1日改定（管理者変更、管理者代行の記載変更、事業実施範囲変更、看護師の人員基準記載削除）

2021年4月1日改定（リハビリテーションマネジメント加算削除、科学的介護推進体制加算追加）

2022年4月1日改定（要支援 事業所評価加算追加）

2024年4月1日改定（虐待防止指針、感染症予防・まん延防止追記）

2026年4月1日改定（社会医療法人へ変更）